



# 来週の投資戦略 (1/24-28)

## パウエル議長を注視

2022年1月23日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

10-12月期の日米企業決算 — 成長企業のアップル、日本電産(6594)も発表  
 1月25-26日、米公開市場委員会(FOMC) — 利上げと緩和縮小の道筋は？  
 1月28日、12月の米個人消費支出(PCEコア・デフレーター) — 前月比+0.5%？

### 株式市場見通し

今年3週目はわが国の成長株がさらに売られ、割安株も同様に売られる全面安の展開になった。これは米ナスダック市場の下落が止まらないことに起因する。そこには、今後の米国の金融政策に対する不安が根強い。利上げが0.25%ずつ年3~4回というのが年初のコンセンサスだったが、いきなり0.5%もありうるとの情報も流れていた。先週、米国長期金利が1.9%まで急上昇する場面があった(週末は1.76%)。来週火曜日からFOMCが開催され、水曜日に声明とパウエル連邦準備理事会(FRB)議長の記者会見が行われる。そこで、インフレ率を下げたいとの強い思いが出過ぎないか、注目される。米国の金利と為替がすぐに反応するので、わが国の木曜日市場明けまでに投資戦略を点検、準備したい。

来週は日米で注目決算が発表される。米国では火曜日にマイクロソフト(ソフトウェア最大手)、木曜日にアップル(ハイテク最大手)が決算発表する。マイクロソフトの10-12月期一株当たり利益(EPS)が前年比14%増、1-3月期は7%増になるとアナリストが予想している。成長鈍化は否めない。アップルの10-12月期EPSが前年比12%増、1-3月期は5%減益とアナリストが予想している。半導体不足や部品調達などの影響がまだ続いているようだ、両銘柄ともに反発は難しいだろう。

わが国の決算発表では、水曜日のファナック(6954)、日本電産、木曜日の信越化学工業(4063)、野村総合研究所(4307)、金曜日のオムロン(6645)、KDDI(9433)などに注目している。ファナックの10-12月期営業利益は前年比28%増とアナリストが予想しているが、増益率は4四半期鈍化する。日本電産の同利益は前年比10%増と予想されている。前四半期も同様の増益率で投資家の期待はもっと高いはずだ。自社株買いを実施していないが、そろそろ実施するかも見所だろう。信越の同期間の利益が32%増益と依然として高い。そのため、株価もあまり下がっていない。KDDIの同期間の同利益が13%増と前四半期の減益から反転するとアナリストは見ている。株価もその期待を織り込んでいるように見える。

最後に決算実績と株価について。米国株の例から、好決算を出しても先行きに何らかの粗探しをする雰囲気があり、それだけで必ずしも買える局面とは言えない。先週、米国長期金利が火曜日以降軟化した。米国株はそれにも関わらず全面安になった。市場全体にリスク回避の動きが強い。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期2桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPAの役員あるいはお客様はKDDIを保有しています。